

## 宇宙活動法の見直しに向けた要望

2024年9月26日  
スペースワン株式会社

(お願いしたいこと)

- JAXA 殿の開発した飛行安全解析手法により、安全性評価を行うに際して、基幹ロケットとの作業干渉により、打上げスケジュールに影響が生じる可能性があり、今後の民間打上の頻度が増すことを考慮すると、この対策として、JAXA 殿の飛行安全解析手法のオープンソース化若しくは国による統一的手法を開発して、民間事業者の解析能力の認定を行い、打上げ許可プロセス等の効率化を実現していただきたい。
- 国や自治体が、保護法益である公共の安全確保のために、打上事業者の陸上・海上・上空等における安全確保措置に協力する義務を明記していただきたい。
- 宇宙活動法第三条の「打上げ等の産業の競争力の強化等を図るよう適切な配慮」の一環として、サプライチェーン強靱化やサービス調達の支援拡充を御願いたい

(止めていただきたいこと)

直接的な説明を頂いてない中でのコメント故、誤解があるかもしれないが、以下をお願いしたい。

- 事故報告義務化、事故調査権限拡大、宇宙政策委員会で原因究明や再発防止検討を行えるようにする  
※第三者損害が発生していない中で、このような規制強化は活動法の趣旨に反する。
- 事故発生時の負傷者救護等、危険を防止するために必要な措置を講じることを義務化  
※第三者損害が発生していない中で、このような規制強化は活動法の趣旨に反する。

○（デブリ対策として？）ロケット上段の制御落下の義務化

※米国においても、同様の規制は存在しないと認識。仮に、我が国ロケットに義務化した場合、打上能力が大幅に低下し、基幹ロケットも含めて、競争力がなくなるものと認識。そもそもデブリ発生源の大宗は軍事活動。日本のロケットにこのような規制をかけるのは不適當。

○ロケットに係る日米 TSA を前提にした制度の導入

※日米 TSA 締結は、国益にかなうものとなることを期待。？政府・与党・産業界も含めたコンセンサスがない中で、改正を検討することに懸念あり。仮に TSA 締結を前提とするのであれば、衛星も同時に検討すべきと思慮。また、外国適合認定は情報がブラックボックスとなり、事故報告義務化、事故調査権限拡大の趣旨と逆行と思慮。外国政府型式認定領域の拡大も同様。

○外国政府型式認定領域の拡大

※外国適合認定は情報がブラックボックスとなり、事故報告義務化、事故調査権限拡大の趣旨と逆行と思慮。TSA も同様の懸念あり。

○ペイロード審査の導入

※海外の衛星を日本で打上げる際に、現状以上の情報を出すことは実質的に不可能。我が国の宇宙輸送サービスの国際競争力を弱めることになるものと思慮。

以上